

2021年9月8日

各位

会社名	株式会社アバント
代表者名	代表取締役社長 森川 徹治 (コード:3836 東証第一部)
問合せ先	取締役財務担当 春日 尚義 (TEL:03-6388-6739)

## 定款変更に関するお知らせ

当社は2021年9月8日開催の取締役会において、定款変更に関する議案を2021年9月28日開催予定の第25期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### (1) 場所の定めのない株主総会を可能とする変更

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(以下「改正産競法」といいます。)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会)の開催が可能となりました。このような法改正を受け、当社は遠隔地の株主様等多くの株主様が出席しやすくすることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、国民生活に甚大な影響を与える新型コロナウイルス感染症等の感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第11条の変更を行うものであります。ただし、株主総会の開催方法の決定に当たっては、開催の都度、株主の皆さまの権利を最優先とし、感染症や大規模災害等を踏まえた社会的な要請を踏まえ、取締役会の決議により慎重に決定いたします。

##### (2) 取締役会議長選任方法の変更

2021年5月に実施した取締役会の実効性評価アンケートにおいて、複数の取締役から指摘があったことを踏まえ、取締役会議長を取締役会の決議により選出することとし、取締役が執行と監督の立場を明確にして議論を行う理想的なガバナンス体制を構築すべく、第22条を変更するものです。

2. 定款変更の箇所

(線文は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集) 第 11 条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集) 第 11 条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p><u>2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>附則 <u>(株主総会の場所に関する経過措置)</u> <u>第 11 条第 2 項に基づく株主総会の開催場所の変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令及び法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本附則は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。</u></p>
<p>(取締役会の招集及び議長) 第 22 条 (新設) 取締役会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役会の招集及び議長) 第 22 条 <u>取締役会は、取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役会議長 1 名を選定する。</u> <u>2 取締役会は、取締役会議長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役会議長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>

### 3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日

2021年9月28日(火)

定款変更の効力発生予定日

上記1. (1)本定時株主総会での決議に加え、株主さまの利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日

上記1. (2)2021年9月28日(火)

以上